



- ・医療DXの動き
- ・電子カルテ情報共有サービスとは？ 等

Ponte Medico

2025年度運用開始 「電子カルテ情報共有サービス」の 概要と導入メリット

1 医療DXに関する国の動き

少子高齢化が進み医療従事者の確保が難しくなる中で、国民の健康増進や質の高い医療を提供するため、政府は「医療DX令和ビジョン2030」を掲げています。令和6年度診療報酬改定では、医療DXに関する項目が評価・見直され、政府の本気度・医療DXの重要性が伺えました。

●【見直し】医療情報・システム基盤整備体制充実加算

2023年4月から原則義務化されたオンライン資格確認システムの導入について、「体制整備にかかる評価」→「初診時などで診療情報の取得・活用することでの評価」に。名称も「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」→「医療情報取得加算」に変更されました。

●【新設】医療DX推進体制整備加算

医療DXに対応する体制を確保していることを評価。施設基準は以下の通りです。

1. オンライン請求を行っていること
2. オンライン資格確認を行う体制を有していること
3. 医師が、電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室、手術室又は処置室等において、閲覧又は活用できる体制を有していること
4. 電子処方箋を発行する体制を有していること
5. 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を有していること
6. マイナンバーカードの健康保険証利用について、実績を一定程度有していること
7. 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得、及び活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所およびウェブサイトに掲示していること

経過措置として、「令和7年9月30日までの間に限り、電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を有しているものとみなす」などがあります。

2 電子カルテ情報共有サービスとは

2025年度中に運用開始予定の「電子カルテ情報共有サービス」は、**医療機関間で患者情報を安全かつ効率的に共有する**ことを目的としており、以下の3つのサービスから構成されています。

紹介状送付サービス	紹介元の医療機関が登録した診療情報提供書・退院時サマリーを、紹介先の医療機関などが取得できる
6情報閲覧サービス	傷病名、アレルギー、薬剤禁忌、感染症、検査、処方の6つの情報を全国の医療機関等や患者本人が取得・閲覧できる
健診文書閲覧サービス	医療機関から直接、各種健診文書をオンライン資格確認等システムに登録でき、健診結果を全国の医療機関及び医療保険者等や患者本人が取得・閲覧できる

サービス開始当初はまず「3文書6情報」[※]を、医療機関間や薬局との間で情報共有・交換する仕組みを構築予定です。

※3文書は診療情報提供書、退院時サマリー、健康診断結果報告書。6情報は、傷病名、アレルギー情報、感染症情報、薬剤禁忌情報、検査情報、処方情報

3 電子カルテ導入のメリット・デメリット

●メリット

情報管理の簡素化	患者情報の管理・共有が簡単に
書き間違いの防止	手書きのような書き間違いが起らず、医療事故の防止に
保管スペースの削減	紙カルテのように長期の保管スペースが不要となり、経費削減に
医師・看護師の採用が優位に	電子カルテに慣れた医師・看護師は、電子カルテ導入を転職先の条件にしていることも
医療DX推進体制整備加算の申請要件	電子カルテの導入は、医療DX推進体制整備加算の算定要件の1つ

●デメリット

軌道に乗るまで時間がかかる	現場からの反発や操作への慣れなど、導入・運用が軌道に乗るまで時間を要す
初期導入コスト	システムの構築や必要な機器の購入など、初期費用が発生
セキュリティ対策	サイバー攻撃や内部関係者による不正アクセスなど、情報漏洩のリスクが存在
教育にかかる時間	新システムの操作方法や機能の習得に時間がかかり、業務負担が一時的に増加。スタッフへのフォローが必要

4 導入スケジュールと課題

● スケジュール

年度	内容
2023年	設計・開発・テスト開始
2024年	医療機関での運用テスト実施
2025年度中	全国9地域でモデル事業開始。中核病院を中心に連携医療機関での検証実施
～2030年	全国の医療機関で電子カルテ普及率100%を目指す

● 【課題】 電子カルテの普及率が低い

電子カルテ情報共有サービスは、紹介元と紹介先、双方の医療機関が電子カルテを導入し、電子カルテ情報共有サービスに連携しないとサービスを利用できません。しかし、電子カルテの普及率は一般病院65.6%、診療所55%[※]と導入率が低いことが課題となっています。

※厚生労働省調べ（2023年時点）

「標準型電子カルテ」開発中

電子カルテの普及率を上げるため政府が開発中の「標準型電子カルテ」。あくまで情報共有に特化した**必要最低限の機能だけを搭載予定で、比較的安価に利用できるシステムになると予想**されています。2025年3月より標準型電子カルテα版[※]がリリースされ、2025年夏頃には第2弾機能を提供開始する予定となっています。

※α版は診療所向けの電子カルテです。病院向け標準型電子カルテ（クラウド型）の作成も進める方針

● 【課題】 電子カルテを「標準化」させなくてはならない

電子カルテはメーカーが独自に開発してきたため、システム間の共有が困難とされてきました。そこで政府は「HL7 FHIR」という仕組みを共通の形式として搭載するよう各メーカーに働きかけ、電子カルテに登録された情報を医療機関間で適切に共有するための「電子カルテの標準化」を進めています。つまり、**HL7 FHIR未導入のままでは電子カルテ情報共有サービスに連携できないため、「標準化された電子カルテの導入」が必須となるのです。**

政府開発「標準型電子カルテ」の注意点

政府開発の「標準型電子カルテ」の導入を検討する場合は、**DX推進加算の取得や導入完了までの期間を考慮**しましょう。電子カルテは導入検討から本格始動までに時間と労力を費やすため、導入時期によっては加算の恩恵期間が過ぎていたり、政府の目指す「2030年までに電子カルテ普及率100%」に間に合わないかもしれません。

5 補助金の活用

費用面も負担に感じる電子カルテの導入ですが、補助金を活用すれば、政府開発の「標準型電子カルテ」を待たずに「標準化」を進めることができます。

【健診実施医療機関の場合（健診部門システム導入済医療機関）】

- ・ 200床以上病院：上限657万9,000円
（事業額1315万8,000円を上限に、その2分の1を補助する）
- ・ 200床未満病院：上限545万7,000円
（事業額1091万3,000円を上限に、その2分の1を補助する）

【健診未実施医療機関の場合（健診部門システム未導入医療機関）】

- ・ 200床以上病院：上限508万1,000円
（事業額1016万2,000円を上限に、その2分の1を補助する）
- ・ 200床未満病院：上限408万5,000円
（事業額817万円を上限に、その2分の1を補助する）

上記は病院が対象となっており、クリニックはクラウド対応を前提とした経済産業省の『IT導入補助金』（標準的電子カルテ導入も補助対象）の活用が可能です。

出典：厚生労働省 | 電子カルテ情報共有サービスの運用等にかかる議題について

6 今後の展望

医療機関間の情報連携強化や患者様中心の医療の実現、医療の質の向上や業務効率化が期待される医療DXの推進。しかし、医療機関にとって電子カルテを新しく導入したり、標準化された電子カルテへの乗り換え・改修は現場に大きな影響を与えるため、医療DXの波に乗ることは簡単ではないかもしれません。

実際、当社にも「デジタル化の流れについていけない」「近い将来に譲渡するのに、今、電子カルテに費用をかけるべきなのか」など加速するデジタル化に悩まれているお声が届いています。気になることがございましたら、お気軽にお問い合わせください。

【2025年度中いよいよ運用開始】 電子カルテ情報共有サービスとは？

本誌のより詳しい内容は、
弊社コラムをご覧ください



【無料】医療・介護業界の経営や承継相談はCBパートナーズまで！

お問い合わせ ☎ 0120-979-544 (9:00~18:00 平日のみ受付)

株式会社CBパートナーズ 〒105-0013 東京都港区浜松町1丁目18-16 住友浜松町ビル5F <http://www.cb-p.co.jp>

CB | PARTNERS